

公的個人認証サービス

電子証明書

公的個人認証サービスとは、インターネットで電子申請・届出システムを利用する方が本人であることを証明するために「電子証明書」を交付することです。

電子証明書の取得方法

申請者本人（申請時点で十五歳以上）が住民福祉課で住民基本台帳カードを入手して手続きをしてください。電子証明書は住民基本台帳カードに記録されます。

受付時間

午前九時～午後四時半（土曜・日曜日、祝日、年末年始除く）

電子証明書取得に必要なもの

- 本人確認ができるもの（運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した顔写真付き証明書）
- 住民基本台帳カード

- ・ 認印（住民基本台帳カード作成の方のみ）
- ・ 発行手数料
- ・ 住民基本台帳カード五百円
- ・ 電子証明書五百円
- ・ 利用に必要なもの

利用に必要なもの

- ・ インターネットに接続可能なパソコン
- ・ ICカードリーダーライタ

問い合わせ先

- 住民福祉課 戸籍住民係
- ☎(48)1111（内線224・225）

電子申請・届出システムホームページアドレス

http://www.shinsei_ei_aichi.jp/home/index.html

税務署からのお知らせ

電子証明書等特別控除の創設

e Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して、所得税の確定申告を行った場合、平成十九年分または平成二十年分のいずれかで、所得税額から五千円控除されます。

e Tax ホームページ http://www.e_tax.nta.go.jp/

問い合わせ先

- 半田税務署 ☎(21)31411
- 税務課住民税係 ☎(48)1111
- 1（内線220・302）

人権週間

（12月4日～10日）

「世界人権宣言」は、一九四八年（昭和二十三年）十二月十日に国際連合で採択され、これを記念して国際連合は、十二月十日を「人権デー」（Human Rights Day）と定めました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、十二月四日から十日までを「人権週間」と定め、広く国民に人権デーの意義を訴え、人権意識の普及高揚を図っています。

名古屋法務局と愛知県人権擁護委員連合会では、「第五十九回人権週間」として、育てよう一人ひとりの人権意識（思いやりの心・かけがえない命を大切に）、女性の人権を守る、子どもの人権を守る、高齢者を大切にすることを育てよう障害のある人の完全参加と平等を実現しよう、部落差別をなくしよう、アイヌの人々に対する理解を深めよう、外国人の人権を尊重しよう、HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見をなくしよう、刑を終えて出所した人に対する偏見をなくしよう、犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう、インターネットを悪用した人権侵害は止めよう、性的指向を理由とする差別をなくしよう、ホームレスに対する偏見をなくしよう、性同一性障害を理由とする差別をなくしよう、北朝鮮当局による人権侵害問題に

対する意識を深めようをテーマに掲げ、人権週間中に次のような行事を開催します。

十一月二十九日（木）愛知県厚生年金会館で人権ハートフルフェスティバルを開催し、全国中学生人権作文コンテスト愛知県大会の最優秀賞、中日新聞社賞の表彰式と作品発表会を行います。

十二月六日（木）名鉄百貨店メンズ館十階で人権相談、法律相談、子どもの人権相談、女性のための人権相談、外国人のための人権相談を行います。

問い合わせ先
名古屋法務局人権擁護部
☎052(952)8111

人権相談特設相談所を開設

人権擁護委員が相談員となり人権相談所を開設します。ご利用ください。

日 時

十二月六日（木）

午後一時～午後四時

場 所

中央公民館本館三階308号室

問い合わせ先

住民福祉課 ☎(48)1111
(内301)